

令和8年度 第3回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和8年6月10日(水)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 講堂			
出席農業委員(10名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	12番 山上 真治 委員		
欠席農業委員(2名)	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員		
出席推進委員(6名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	17番 伊藤 文夫 推進委員
	18番 岡本 章 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員		
欠席推進委員(2名)	16番 山本 正義 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員		
職務のため出席した職員	事務局長 村岡 正憲 主幹 中村 武史			
提案議案	議案第8号 非農地の現況証明について 議案第9号 農用地利用集積等促進計画の策定について 議案第10号 非農地の決定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 農地法施行規則第29条第1項に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>伊藤推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和8年度第3回農業委員会定例総会を開会します。はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号17番 伊藤文夫 推進委員です。よろしくお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。ご着席ください。</p> <p>開会にあたり、長谷川会長よりあいさつ申し上げます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 省略)</p> <p>本日の出席者報告です。農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は10人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。長谷川会長で進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>それでは進行させていただきます。本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。</p> <p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについて皆さんにお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員には、議席番号6番 山下和子委員、7番 渡邊由佳委員、兩名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項 第1号 水田の畑地変換届について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程3.報告事項に移ります。報告事項第1号「水田の畑地変換届について」説明してください。</p> <p>報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明します。会議書2頁です。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は2-1頁)</p> <p>番号1 届出人は、倉吉市ーの●●。</p>

<p>4 議事 議案第 8 号 非農地の現況証明について</p>	<p>事務局 尾川委員 (議長) (議長) 事務局</p>	<p>オリーブ栽培ということです。 わかりました。 その他になにかありますか。 (「なし」の声) 次に、日程 4 議事に移ります。議案第 8 号「非農地の現況証明について」を議題とします。 本日の申請案件は、5 件ございます。受付番号 1 番、2 番、3 番、4 番は関連がございますので、一括して説明をお願いします。説明してください。 議案第 8 号「非農地の現況証明について」を説明します。会議書 4 頁です。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は、4-2 頁～4-13 頁) 番号 1 から 4 は、先ほどありましたように関連することから一括して説明させていただきます。頁が行き来しますのでご了承ください。 番号 1 申請人は、園一の●●。土地の所在は大字宇谷一。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 215 m²。 20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものです。 4-2 頁の右下に赤色で①と示しているのが航空写真の位置図で、右下に見える道路は山陰道です。4-3 頁は、現地の写真で、左の写真で山林の状況となっています。4-6 頁は公図で、周辺の台帳地目を記載していますので、ご確認ください。 番号 2 申請人は、宇谷一の●●。土地の所在は大字宇谷一。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 1,593 m²。 20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものです。 頁をめくって頂き、4-2 頁の右下に赤色で②と示しているのが航空写真の位置図で、右下に見える道路は山陰道です。4-4 頁は、現地の写真で、山林の状況となっています。4-6 頁は公図で、周辺の台帳地目を記載していますので、ご確認ください。 番号 3 申請人は、宇谷一の●●。土地の所在は大字宇谷一。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 348 m²。</p>
--	---	--

<p>議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長) 横川委員</p>	<p>4・8 頁の右下に赤色で⑤～⑩と示しているのが航空写真の位置図で、左に南北に見える道路は県道倉吉青谷線で原集落があります。 4・9 頁が拡大図になります。現地の写真は 4・10 頁、4・11 頁で山林の状況となっています。次頁の 4・12 頁、4・13 頁が公図で、周辺の台帳地目も記載していますので、ご確認ください。 説明は以上です。 5 番の説明が終わりました。引き続き、現地確認の報告を議席番号 9 番の横川力委員より報告してください。 4・9 頁をご覧ください。真ん中に道を挟んで、原から筒地に抜ける山の中です。農道を挟んで、右左にあります。4・10 頁の 5 番 6 番が現地の写真です。4・11 頁の 7 番 8 番 9 番 10 番で見ただけであれば、周りはほとんど原野になっていて、耕作されていない状況です。現地の方は 20 年以上にわたって耕作がされておらず、雑木などがよく伸びており、容易に農地に復元することは困難な状況であり、非農地として認めることに問題はないと調査員全員で確認をしました。以上です。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>以上で全ての案件の説明並びに、現地確認の報告をこれで終わります。 これより一括して皆さんの方に質疑を求めます。質疑はございますか。 (「なし」の声) それでは、質疑はないようですので、これで質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 8 号非農地の現況証明について、全て一括してこれを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員が挙手であります。よって議案第 8 号非農地の現況証明については、現案のとおり議決します。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、第 9 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。説明してください。 議案第 9 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。会議書 5 頁です。次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は 5-1 頁)</p>

<p>5 その他</p>	<p>(議長) (議長) 事務局 (議長)</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>目については、この後、写真を見ていただきますが、町民生活課の評価係が判断している現況地目を参考に判断しています。</p> <p>具体的に、位置図と現況写真により説明します。6-3 頁、番号 1 から番号 40 までのすべての位置図で、左下に赤色で示しています。この図の上側に見えているのが、原集落及び山陰道泊東郷 IC で、左上に見えます茶色の屋根の施設が町立わかばこども園になります。</p> <p>次の 6-4 頁は、拡大図で位置図に番号と地番表記を記載していますのでご確認ください。</p> <p>次の 6-5 頁から 6-10 頁が現況写真になります。6-5 頁、左下の番号 4 と番号 26 は畑から山林に地目変更、その他は原野に地目変更するものです。</p> <p>次に 6-6 頁から 6-10 頁は、すべて畑から原野に地目変更するものです。ご確認ください。</p> <p>以上、40 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3 ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うこととなります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>財産区ではなく●●区自治会と記載がありますが経緯がわかれば教えてください。</p> <p>所有権は●●区自治会となっていますが、経緯は分かりかねます。</p> <p>皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑はないようですので、これより採決を行います。</p> <p>議案第 10 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって、議案第 10 号「非農地の決定について」は、これを原案のとおり意見決定致します。非農地通知は 40 件でございます。以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 7 月定例総会」日程について、説明してください。</p> <p>○「7 月定例総会」日程 7 月 10 日 (金) 午後 3 時～ 第 3 会議室</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理、</p> <p>⑪蔵本孝広委員、⑫山上真治委員、⑮松本勝男推進委員</p> <p>最後の定例総会になります、互助会総会を併せて開催</p>
--------------	---	---

6 閉会	(議長) 事務局	<p>※現地調査案件がある場合は、午後 1 時 30 分に事務局へ集合。</p> <p>(2) 7 月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○「7 月農家相談会」日程 7 月 16 日 (木) 午前 9 時～正午 第 3 会議室 担当：⑧ 清水武敏委員、⑨ 横川 力委員、⑭ 河井勝重推進委員</p> <p>(再確認)「6 月農家相談会」日程 6 月 18 日 (木) 午前 9 時～正午 第 3 会議室 担当：⑥ 山下和子委員、⑦ 渡邊由佳委員、⑬ 赤井 保推進委員</p>
	(議長) 事務局	<p>(3) 農業委員会改選後の初総会等の日程について説明してください。</p> <p>○農業委員会改選後の初総会等日程 7 月 21 日 (火) 午前 9 時 50 分～終日 午前：町長から辞令交付、初総会、推進委員へ委嘱状交付、互助会総会 写真撮影 (広報用) ※相応しい服装で出席のこと 午後：県農業会議研修、農地パトタブレット操作研修</p>
	(議長) 事務局	<p>(4) 農地パトロールの日程について、説明してください。</p> <p>○農地パトロール日程 7 月 28 日 (火) 午前 8 時 45 分 出発式～終日 昼食：水明荘 (軽食を予定) 午前 8 時 30 分 集合</p>
	事務局	<p>※農業委員の議会同意について報告</p> <p>6 月 10 日 6 月議会定例会において、農業委員 12 名の任命同意を議案提案し、同日同意が可決され名前を読み上げ報告。(農地利用最適化推進委員は農業委員会の任命であり、後日報告とした) 今期で終わられる方は、貸与の委員バッチ、印章、帽子、マグネットの返却の準備のこと。</p>
	事務局	<p>その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。</p>
	(議長)	<p>皆さん、ご起立をお願いします。</p> <p>以上を持ちまして、令和 8 年度第 3 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。</p> <p>お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後 4 時 08 分)</p>